

平成23年度寄居町ダイオキシン類実態調査結果

町では毎年、一般環境中(大気)におけるダイオキシン類の現状を把握することを目的に、平成11年度から調査を行っています。平成23年度は川北地区の4地点と川南地区の1地点で実施し、その結果がまとまりましたのでお知らせします。

調査結果 単位:(pg-TEQ/m³) (調査日:1月13日~20日)

調査地点	①寄居町役場	②寄居中学校	③用土小学校	④西部コミュニティセンター	⑤五ノ坪集落農業センター
各地点濃度	0.022	0.029	0.045	0.027	0.021
(参考)H21年度	0.21	0.23	0.26	0.20	0.17
環境基準値	0.6				

※pg:ピコグラム(Pico gram:1兆分の1グラム)

※TEQ:毒性等量(毒性の違うダイオキシン類を、最強の毒性を有するダイオキシン(2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラジオキシン)の量に、換算した量として表していることを示す記号)

ダイオキシンを減らすために

町内で発生したダイオキシンのうちの多くは、私たちの家庭から出たごみや産業廃棄物の焼却によるものです。基準に合わない焼却炉や野焼きなどによる焼却は規制対象となり、焼却をすることはできません。

庭先などでごみの焼却をしている人は、常にダイオキシンを発生させ、多くの人の健康に害を及ぼしていますので、直ちに焼却をやめてください。

家庭のごみは分別し、決められた日の決められたごみ集積所に出してください。また事業所のごみはごみ集積所には出せませんので、町や県から許可を受けている廃棄物の収集運搬業者へ処理を委託し、適正なごみの処理をお願いします。

問い合わせ/生活環境課 (☎581・2121内線223) へ。

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、運動の趣旨に賛同したさまざまな団体の参加・協力のもとにすべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年や少女たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で62回目を迎えます。

罪からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会のあたたかい心が必要です。また、彼らが立ち直り、二度と犯罪を起こさなければ、私たちが暮らす地域も安全で安心なものになります。

昨年に引き続き、運動の副題に「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を添えることで、より分かりやすく効果的な推進を目指しています。

今年の重点事項は「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」「犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう」「これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう」です。犯



平成24年度の介護保険料について

介護保険では、3年ごとに介護保険事業計画の見直しが行われ、本年度から、第5期事業計画(計画期間…平成24年度~26年度)がスタートしました。これに伴い保険料が改定されました。(詳細は本誌6月号をご覧ください。)

介護保険は「介護保険法」に基づく制度であり、40歳以上の方が納める保険料と、国や県、市町村の負担金、利用者負担を財源に運営されています。この制度は、支え合いの制度のため、介護サービスを利用されていない場合でも保険料を納めていただくことになりました。ご理解とご協力をお願いします。65歳以上の方には、大里広域市町村圏組合から介護保険料納入通知書が送付されます。保険料の納め方は法律で定められていますので、個人で選択することはできません。

特別徴収(年金天引き)
年金が月額18万円以上の方は特別徴収となりますが、65歳になつてすぐに年金からの天引きにはなりません。年金天引き開始までに、半年から1年ほどかかります。このため天引きになるまでの間は、普通徴収となります(転入の場合も同様です)。
前年度から継続して特別徴収の方は、4・6・8月(仮徴収および10・12・2月(本徴収)の計6回に分けて納めていただきます。

※特別徴収については、収入や世帯状況の変動および保険料の改定により仮徴収と本徴収に大きな差が生じてまいります。このため、年間の保険

料徴収額をできるだけ均等にするため、8月の年金天引き額を調整する場合がありますのでご了承ください。
仮徴収…4・6・8月分の保険料は、算定の基となる前年の所得が確定していないため、原則として前年度2月分と同額を納めていただきます。また、今年度から特別徴収開始の方については、前年度の保険料額を基に算定された金額を納めていただきます。

本徴収…10・12・2月の保険料は、前年の所得や世帯状況をもとに当該年度の保険料を算定し、そこから仮徴収分を除いた金額を10・12・2月に振り分けて納めていただきます。

普通徴収(納付書納付、または口座振替)
年金が月額18万円未満の方、老齢福祉年金および恩給のみ受給されている方は普通徴収となります。7月中旬に納付書を送付しますので、納期限までに金融機関の窓口で各自納付していただきます。

普通徴収では、口座振替も可能です。ご希望の納期分から引き落としを開始します。なお、口座振替と特別徴収は異なりますので、混同しないようご注意ください。

問い合わせ/大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)、または寄居介護保険事務所(健康福祉課内、☎581・2121内線123、124)へ。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

◇納期は、年8回となります。

す地域も安全で安心なものになります。期間中、町では深谷地区保護司会寄居支部や寄居地区更生保護女性会を中心に、関係団体との合同パレードをはじめ、学校訪問・街頭広報活動などが行われます。
県内の犯罪発生件数は減少傾向にはありますが、自転車盗や万引き、住宅侵入盗や車上狙い、振り込め詐欺など、身近な場所が発生しています。
こうした犯罪や非行の背景には、急速な社会の変化の中で、住民同士または家族間の「対話」や「ふれあい」が少なくなるなど、人間関係の希薄化が徐々に進み、地域社会や家庭が従来持っていた犯罪抑止力や教育力が低下してきたことが考えられます。
地域の連帯や家族の絆の大切さを再認識し、安全で安心して暮らせる明るい社会を築いていくことは、犯罪をなくし、次世代を担う青少年を非行から守ることにつながります。皆さんで対話とふれあいの輪を広げ、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

問い合わせ/健康福祉課 (☎581・2121内線121) へ。

協力ください

愛の募金

寄居地区更生保護女性会(峯岸佳子会長)では、毎年7月に「社会を明るくする運動強調月間」の活動の一環として「愛の募金」を行っています。

この募金は、昭和35年から実施しているもので、町内では、更生保護女性会が発会した平成12年度から取り組んでおり、平成23年度には、53万円余のご協力をいただきました。

この募金は、一部を県内、町内の福祉施設に、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本代として町内9箇所の保育所等へ寄附させていただきますました。

更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人や、非行少年等に温かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。

皆さんの温かいご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ/峯岸佳子さん (☎581・1337) へ。